

(別紙)

「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（案）」に関する意見募集の結果について

No.	意見等	当委員会の考え方
1	努力義務ではなく、義務にして頂くようお願い致します。 努力義務では、マイナンバーが漏えいした際に報告を行わなかった場合、対応が後手に回り、時間の経過とともに更なる被害増大が予測されます。	番号法上で漏えい事案等を報告させる規定がないことから、法以上の対応を求めることは困難であり、「報告するよう努める」としております。また、被害拡大の防止については、事業者において必要な措置を講じていただくものであり、その内容等を含め、当委員会に報告を行っていただくことを想定しております。
2	特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合、報告し公表することは間違いではないですが、「実害はありません」という報告になるように「情報セキュリティ対策」しておくものです。インターネットを使う限り「漏洩は必ずある」ものとして対応すべきです。情報セキュリティ事件では、原因究明など意味がありません。情報セキュリティ対策の基本原則を提言します。分離・隔離する、暗号化する、情報へのアクセス記録をとる、の3つです。人はミスをする、規則を守らないときがあるという前提でシステム設計をします。個人情報漏洩したという報告をもらって喜ぶ人はいません。（技術伝承ドットコム）	漏えい事案等が発覚した場合には、事実関係の調査や原因の究明、再発防止等の措置が必要であるものと考えます。
3	案では 第1条・・・必要な措置を講ずることが望ましい。 第2条・・・報告するよう努める。 とあり、義務規定ではない。措置、報告は努力義務という認識でよいのか。	御理解のとおりです。
4	マイナンバーは麻薬、銃器、核廃棄物と同等の罰則が規定されている。 麻薬、銃器、核廃棄物が漏洩や目的外利用された場合と比べ措置、報告対応が低い。同等の罰則であれば、同等の義務を設けるべきである。	罰則のレベルと規制の内容は必ずしも一致するものではありません。
5	海外では、内部不正による個人情報の漏えいの犯行者は、非喫煙者に比べて喫煙者が5倍多いとのデータがある。また、過失による個人情報の漏えいについては、非喫煙者に比べて喫煙者が3倍漏えい事故を起こしやすいとの調査結果がある。 わが国においても、政府として漏えいを防止するための人的安全管理措置の一環として、漏えいを発生させた者が、喫煙者であったか非喫煙者であったかの報告も求め、集計して分析をすべきである。	番号法固有の内容ではございません。
6	サイバー攻撃や過失等により重大な個人情報の漏えいが発生し、主管となる監督官庁へ報告を行った場合に、監督官庁の担当者が「興味本位」や「念のため」でその都度報告を求めてくるのが、限られたリソースの中で事後対応を行っている状況において非常に妨げになる。 各省庁のガイドライン等にとっとり報告を求めるのもよいが、事業者の事後対応の妨げにならないよう、むやみな報告徴求を控えることを各省庁へ徹底して欲しい。	執務の参考とさせていただきます。
7	民間企業は給与支払報告書を提出する際に従業員の住所を100%正しく記載して提出できるとは限らず、その場合、一部の従業員（正しくない住所で給与支払報告書を送付してしまった従業員）に係る特別徴収税額通知書は、民間企業が想定している自治体とは別の自治体から送付されてくることがある。民間企業は特別徴収税額通知書について、どの従業員の分がどの自治体から送付されてくるのかを100%把握しきれないということである。 総務省では個人住民税の特別徴収税額通知書への個人番号の記載を検討しているようであるが、郵送中や民間企業到着直後に特別徴収税額通知書が紛失した場合、上記の理由から、特定個人情報漏洩の影響範囲の特定が非常に困難になる可能性がある。 （1）個人住民税の特別徴収税額通知書については、影響範囲の特定について、完全には把握しきれないとしてもやむを得ない点を明記していただきたい。 （2）そもそも、特別徴収税額通知書への個人番号の記載をしなければ、特定個人情報の漏えいは発生しえないのであるから、特別徴収税額通知書への個人番号の記載をしないとするのが最善である。ご検討をお願いしたい。特別徴収税額通知書は何千万通も発行され、それが全国の民間企業へ送付される。悪い言い方ではあるが、行政機関が特定個人情報をばらまいていると受け取られてもおかしくないのではないのでしょうか。	関係機関に情報提供いたします。
8	1. 事業者は、その取り扱う特定個人情報（委託を受けた者が取り扱うものを含む。以下同じ。）について、漏えい事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合には、次の事項について必要な措置を講ずることが望ましい。 意見 この最後の「講ずることが望ましい。」は、「講ずることとする。」にすべきである。望ましいでは、事業者は何も対策しない。 2. 事業者は、その取り扱う特定個人情報に関する番号法違反又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合には、事実関係及び再発防止策等について、次のとおり報告するよう努める。 意見 この最後の「報告するよう努める。」は、「報告することとする。」にすべきである。 （2）報告の時期 ア 速やかに報告するよう努める。 意見 「事案を把握した日から7日以内に報告することとする。」とすべきである。 （3）特定個人情報保護委員会への報告を要しない場合 個人情報取扱事業者以外の事業者にあつては、次の全てに当てはまる場合は、特定個人情報保護委員会への報告を要しない。 意見 「の報告を要しない。」は、「1ヶ月以内に報告することで差し支えない。」とすべきである。 （理由） 国は、全てに事案の対策を講じさせ、全てを報告させることで、事案のような漏洩防止対策や、漏洩手口を把握することで、事業者その他の事案発生防止に資する根拠やノウハウを民間全般に情報提供し、漏洩発生自体の防止に努めるべきである、またそうすれば国は、その根拠等を提供し、防止を国民に呼びかけることも出来る。 ちなみに、詐欺等に悪用する者の情報入手は、過失や重過失を装い実行されると考えられる。 例えば、わずかな注意をすれば防げたにも関わらず、その注意を払わなかったことによって漏洩事故を発生させた場合といったようなことであって、関係者以外入場制限がされていない室内でマイナンバー記載書面を机に広げて離席したケースとか、確実な漏洩防止措置をせずマイナンバー記載書面を社内廊下や駅のベンチで落としたとするケース。電子媒体は漏洩記録が残りにやすいですが、紙は記録も残らず滅失しやすいので産業スパイなど好く利用する方法といわれている。 こういったストーリーの裏付を国が整理して示し、事案の発生しやすい状況自体を国民の協力を得て無くす手立てに尽力をつくす政策がよい。 漏洩実行犯と詐欺集団は別人であるからこそ、事案発生後の対策ばかりではなく悪や罪を発生させない政策手立てのノウハウ蓄積が重要である。	番号法上で漏えい事案等に必要な措置を求める規定がないことから、法以上の対応を求めることは困難であり、「講ずることが望ましい」、「報告するよう努める」としております。 また、報告の時期については、事案の内容等により再発防止策を決定するまでに時間を要することも考えられることから、「速やかに」としてあり、期限を定めることは適当ではないと考えられます。 さらに、当委員会への報告を要しない場合については、個人情報取扱事業者以外の事業者における負担、取り扱う個人番号の数量等による影響等を総合的に勘案して定めたものですので、原案のとおりとしております。

No.	意見等	当委員会の考え方
9	<p>今回の「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（案）」においては、マイナンバーの漏えいがあった場合に、事業者に公表や漏えいの報告などを求めるものと理解している。昨今の個人情報を取り巻く状況に鑑み、個人情報以上に重要なマイナンバーについてこうしたルールが定められるのは理解できる。ただし、事業者がマイナンバーを取り扱う際、過剰な対応を求められたり、自ら萎縮して不必要な処置をしたりして、事業活動に支障がでることは避けなければならないと思う。したがって、措置や報告が必要となる漏えいの基準感を教えていただきたい。</p> <p>例えば、マイナンバーがマイナンバーとわかるかたちで外に漏れてしまった場合には、その事業者以外の第三者はその数字が何を示すか到底わからず、そのことによる実害はないと考えられるので、今回のルールにおけるマイナンバーの漏えいに当たらないことを明記していただきたい。</p> <p>万が一数字だけが出た場合も漏えいとなるのであれば、その数字をアルファベットに変換したり、一部を隠したりしておけば、そうしたものが外に漏れたとしても、今回のルールの漏えいに当たらずに済むと明記していただきたい。</p>	<p>漏えい事案等が発覚した場合に必要な措置や報告については、本告示や主務大臣のガイドライン等に従って、事案の内容等に応じて、事業者において御判断いただき対応していただくこととなります。</p>
10	<p>1. 事業者は、その取り扱う特定個人情報（委託を受けた者が取り扱うものを含む。以下同じ。）について、漏えい事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合には、次の事項について必要な措置を講ずることが望ましい。</p> <p>意見 末尾の「望ましい」の削除 理由 望ましいでは、事業者の判断となり、措置の実施が担保されない</p>	<p>番号法上で漏えい事案等に必要な措置を求める規定がないことから、法以上の対応を求めることは困難であり、「望ましい」としております。</p>
11	<p>措置及び報告の対象となる事案の定義の明確化 （1. 及び 2.）</p> <p>「番号法違反のおそれのある事案」についても措置及び報告の対象となる事案の範囲に含まれているが、どのような事案がこれに該当するのかが明らかでなければ、特定個人情報を取り扱う際に、事業者に過度な不安を生じさせ、実務上過大な負担のかかる運用となる可能性がある。例えば、次のような場合には対象とならないことを明らかにするなど、違反のおそれのある事案の範囲を明確化していただきたい。</p> <p>○ 個人番号の提出を求めている第三者から、郵送、電子メール等の方法により個人番号が提供された場合等、事業者が意図せず特定個人情報の提供を受けた場合には、措置及び報告の対象とはならないこと。</p> <p>○ 特定個人情報の受渡しに関して、配送業者、通信事業者等の外部事業者による配送・通信手段を利用する場合、事業者が受け取る前の段階で当該情報が紛失した場合等には、措置及び報告の対象とはならないこと。</p> <p>○ 単なる12桁の数字、ばらばらの数字の集合、暗号化した可能性のある英数字等の記号等、それだけでは特定個人情報だと認識できない形で情報提供を受けた場合には、措置及び報告の対象とはならないこと。</p>	<p>御意見にある個人番号の提出を求めている第三者から、郵送、電子メール等の方法により個人番号が提供された場合等、事業者が意図せず特定個人情報の提供を受けた場合や特定個人情報の受渡しに関して、配送業者、通信事業者等の外部事業者による配送・通信手段を利用する場合、事業者が受け取る前の段階で当該情報が紛失した場合には、対象とならないことが考えられますが、単なる12桁の数字、ばらばらの数字の集合、暗号化した可能性のある英数字等の記号等、それだけでは特定個人情報だと認識できない形で情報提供を受けた場合については、個人番号を暗号化等により秘匿化した場合や個人番号をばらばらに分解したものであっても番号法第2条第8項に規定する個人番号に該当することから、事案によっては、対象となる場合も考えられます。</p>
12	<p>委託先で漏えい事案等が発生した場合の対応</p> <p>1. 事業者は、その取り扱う特定個人情報（委託を受けた者が取り扱うものを含む。以下同じ。）について、漏えい事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合には、次の事項について必要な措置を講ずることが望ましい。</p> <p>（意見） 委託先で漏えい事案等が発生した場合に委託者との関係について、明らかにされたい。</p> <p>（理由） 委託先で漏えい事案等が発生した場合の対応は、全て委託先においてなされることとなるのか、本人への連絡や公表、委員会への報告につき委託者を介してなされることとなるのか不明のため、委託先から委託者への連絡体制等についても定めていただきたい。</p>	<p>事業者の取り扱う特定個人情報には、委託を受けた者が取り扱うものを含むとしていることから、委託先で漏えい事案等が発生した場合には、委託者である事業者が対応することとなります。また、委託先から委託者への連絡体制等については、委託先との契約等で定めていただくものと考えますので、原案のとおりとしております。</p>
13	<p>(1) 事業者内部における報告、被害の拡大防止 責任ある立場の者～～～</p> <p>意見 「責任ある立場の者」を「経営者」とする。 理由 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編） 第3-5 特定個人情報保護のための主体的な取組について 事業者が特定個人情報の適正な取扱いを確保するためには、経営者自らが特定個人情報に対する保護措置の重要性について十分な認識を持って適切な経営管理を行うことが重要である。と記述されており経営者が認識することを求めているため</p>	<p>原則として、事業者の定める取扱規程等によって定められる者に報告することを想定していますが、各事業者において事案の内容等に応じて判断いただくものと考えます。（本告示Q&Aに記載）</p>
14	<p>（該当箇所） 1（1） 事業者は、その取り扱う特定個人情報について、漏えい事案その他の番号法違反の事案または番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合には、責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、被害の拡大を防止することが望ましいとされている。 ここでいう「責任ある立場の者」とは、各事業者の判断で定めるものと理解しているが、定める場合の参考として、例えばどのような者が想定されるのか。</p>	<p>原則として、事業者の定める取扱規程等によって定められる者に報告することを想定していますが、各事業者において事案の内容等に応じて判断いただくものと考えます。（本告示Q&Aに記載）</p>
15	<p>「(2) 報告の時期」の「速やか」とはどのくらいの時間でしょうか？ 年金機構の場合、公表情報が正しくても疑いが発生してから数週間は担当者で止まっており、漏えい停止・公表は約1か月後であった。 それでも「速やか」でしょうか？</p>	<p>実際に発生した漏えい事案等に応じて、事案を把握したときから主務大臣等又は当委員会に報告するまでの期間の長さは異なることが考えられます。</p>
16	<p>1. (2) 事実関係の調査、原因の究明 事実関係を調査し、番号法違反又は番号法違反のおそれが把握できた場合には、その原因の究明を行う。</p> <p>意見 「番号法違反又は番号法違反のおそれが把握できた場合」を削除する。 理由 1項で以下のとおり実施する場合を特定しており、各項で場合を記述することにより、実施する場合の条件理解に混乱を招く恐れがあるため。</p>	<p>例えば、番号法違反のおそれのある事案が発覚したときに、事実関係を調査した結果、そのおそれがないことが判明した場合については、原因の究明が不要であることも考えられます。こうした場合にも対応する記述とする必要があるために、原案のとおりとしております。</p>

No.	意見等	当委員会の考え方
17	<p>必要な措置(3)「影響範囲の特定」について</p> <p>当該項目は、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」における「情報漏えい等事案に対応する体制の整備」の手法の例示（53頁）や、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」（以下、「経産分野ガイドライン」という。）の「『事故又は違反への対処』を実践するために講じることが望まれる手法の例示」（28頁以下）では明記されていなかった項目であるところ、本ガイドラインにおいて初めて項目化されたものと理解しているが、ガイドライン案ではその内容について特に説明がない。</p> <p>影響範囲の特定にあたっては、例えば、</p> <ul style="list-style-type: none"> a 漏えいした特定個人情報の本人の数 b 漏えいの態様（インターネット上で流出しているか） c 漏えいした個人情報の内容 <p>等を基準に特定するとの理解で問題ないか。</p> <p>影響範囲の特定にあたって、基準と考えられる事項があればガイドラインに例示して頂きたい。</p>	御理解のとおりです。（本告示Q&Aに記載）
18	<p>1. (5) 影響を受ける可能性のある本人への連絡等 事案の内容等に応じて、二次被害の防止～～～</p> <p>意見 「事案の内容等に応じて」を削除する。</p> <p>理由 「事案の内容等に応じて」の具体的な例示が無く、事業者毎の判断となり本人への連絡が実施されず本人への被害が拡大する恐れがある</p>	全ての事案について本人への連絡等を必要とするものではなく、事業者ごとに判断いただくことを想定しているため、原案のとおりとしております。
19	<p>必要な措置(5)「影響を受ける可能性のある本人への連絡等」について</p> <p>(1) 本人への連絡を省略できる場合の有無</p> <p>前記経産分野ガイドラインにおいては、同様の項目である「影響を受ける可能性のある本人への連絡」（29頁）につき、「可能な限り本人へ連絡することが望ましい」とされつつも、「本人の権利利益が侵害されおらず、今後も権利利益の侵害の可能性がない又は極めて小さいと考えられる場合には、本人への連絡を省略しても構わないものと考えられる」として、</p> <ul style="list-style-type: none"> a 紛失等した個人データを、第三者に見られることなく、速やかに回収したような場合 b 高度な暗号化等の秘匿化が施されている場合 c 漏えい等をした事業者以外では、特定の個人を識別することができない場合（事業者が所有する個人データと照合することによって、はじめて個人データとなる場合） <p>の3つの場合が例示されているが、特定個人情報の漏えい事案でもこのような場合には本人への連絡を省略してもよいか。それともガイドライン案では連絡を省略できる場合について記載がないことから、連絡の省略について個人情報一般よりも慎重に考えるべきか。</p> <p>本人への連絡を省略できる場合があるのであれば、ガイドラインにおいてその旨の明記及び省略できる場合の例示をして頂きたい。</p>	御意見のとおり、例えば、本人の権利利益の侵害がされていないと認められる場合等には、本人への連絡等を省略することも考えられますが、事案の内容等に応じて、影響を受ける可能性のある本人へ連絡するものと考えますので、各事業者において事案の内容等を踏まえて判断いただくものと考えます。（本告示Q&Aに記載）
20	<p>個人番号の変更の呼び掛けの要否</p> <p>本人への連絡等に際して、特定個人情報が漏えいして「不正に用いられるおそれがある」（内閣官房FAQ2-4参照）と事業者において判断する場合には、本人に対して個人番号の変更の呼び掛けを行った方がよいとも考えられるが、そのような理解で間違いはないか。</p> <p>本人への連絡等に際しての、個人番号の変更の呼び掛けの要否について、ガイドラインに明記して頂きたい。</p>	全ての事案が番号法第7条の規定による「個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれ」に該当する事案であるとは限らないため、本告示上に記載する必要はないと考えますが、本人への連絡内容については、事案の内容等により事業者において御判断ください。
21	<p>影響を受ける可能性のある本人への連絡等</p> <p>(5) 影響を受ける可能性のある本人への連絡等 事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに、本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置く。</p> <p>(意見) 本人に連絡又は本人が容易に知り得る状態に置く際には、事実関係等と併せて個人番号の変更手続についても教示するようにするべきである。</p> <p>(理由) 「個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるとき」には、漏えいが認められた本人の請求又は市町村長の職権により、個人番号を変更することができる（番号法7マル2、番号法施行令3）、全ての国民がこの手続を知悉しているわけではない。したがって、二次被害防止の観点からは、影響を受ける可能性のある本人に連絡等する際には、併せて個人番号の変更手続についても教示するべきである。</p>	全ての事案が番号法第7条の規定による「個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれ」に該当する事案であるとは限らないため、本告示上に記載する必要はないと考えますが、本人への連絡内容については、事案の内容等により事業者において御判断ください。
22	<p>1. (6) 事実関係、再発防止策等の公表 事案の内容等に応じて、～</p> <p>意見 「事案の内容等に応じて」を削除する。</p> <p>理由 「事案の内容等に応じて」の具体的な例示が無く、事業者毎の判断となり公表が実施されず再発防止のコミットメントがされない可能性がある。</p>	本人の権利利益の侵害がされていないと認められる場合等には、公表を省略することも考えられますが、事案の内容等に応じて、公表するものと考えますので、各事業者において事案の内容等を踏まえて判断いただくものと考えます。（本告示Q&Aに記載）
23	<p>必要な措置(6)「事実関係、再発防止策等の公表」について</p> <p>前記経産分野ガイドラインにおいては、同様の項目である「事実関係、再発防止策等の公表」（30頁）につき、「公表することが重要である」とされつつも、「二次被害の防止の観点から公表の必要性がない場合には、事実関係等の公表を省略しても構わないものと考えられる」とされ、前記本人への連絡を省略できる場合の例示a～cに加え、「影響を受ける可能性のある本人すべてに連絡がついた場合」が挙げられている。ガイドライン案には特に記載がないが、特定個人情報の漏えい事案でもこのような場合には公表を省略してもよいか。</p> <p>公表を省略できる場合があるのであれば、ガイドラインにおいてその旨の明記及び省略できる場合の例示をして頂きたい。</p>	御意見のとおり、例えば、本人の権利利益の侵害がされていないと認められる場合等には、公表を省略することも考えられますが、事案の内容等に応じて、公表するものと考えますので、各事業者において事案の内容等を踏まえて判断いただくものと考えます。（本告示Q&Aに記載）
24	<p>公表を行わないケースの明確化 (1. (6))</p> <p>二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係及び再発防止策等を公表することは重要であるが、当該事案を公表することで、かえって流出が拡大するおそれがある。流出の拡大が想定される場合には公表は行わないことを明確にすべく、検討を行うべきである。</p>	御意見のとおり、公表しないことも考えられますが、サイバー攻撃による場合等で、公表することでかえって被害の拡大につながる可能性があると考えられる場合には、専門機関等に相談することも考えられます。（本告示Q&Aに記載）

No.	意見等	当委員会の考え方
25	(該当箇所) 1 (6) 「事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する」とあるが、事実関係および再発防止策等の公表の要否は、従来の個人データの漏えい事案等が発生した場合と同様に、各事業者が各事案について個別に判断するとの理解でよいか。	御理解のとおりです。
26	【該当箇所】 1. (6) 事実関係、再発防止策等の公表 事案の内容等に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。 【意見】 「事案の内容等に応じて」とされている内容を明確にすべきである。 【理由】 「1. 事業者は、その取り扱う特定個人情報（委託を受けた者が取り扱うものを含む。以下同じ。）について、漏えい事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合には、次の事項について必要な措置を講ずることが望ましい。」とあり、義務規定ではないが、漏えい事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚した場合には、事案の内容等に応じて、事実関係及び再発防止策等を速やかに公表するよう規定されている。 2. の報告については、報告を要しない要件が定められており、公表についても同様に、公表しなくてもよい要件について検討するとともに、「事案の内容等に応じて」とされている内容を明確にされたい。	例えば、紛失したデータを第三者に見られることなく速やかに回収した場合等には、公表を省略することも考えられますので、公表するかどうかについては、各事業者において事案の内容等を踏まえて判断するものと考えます。（本告示Q&Aに記載）
27	2. 事業者は、その取り扱う特定個人情報に関する番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合には、事実関係及び再発防止策等について、次のとおり報告するよう努める。 意見 語尾「努める」を削除する。 理由 努力義務の場合、実施されない恐れがあるため	番号法上で漏えい事案等を報告させる規定がないことから、法以上の対応を求めることは困難であり、「報告するよう努める」としてあります。
28	個人番号関係事務又は個人番号利用事務の全部又は一部の委託をする場合における報告体制等の整理について (2.) 多数の委託者から個人番号の収集・保管業務等を受託するサービスを提供する事業者において特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の報告体制等についてどのような整理となるか示していただきたい。	事業者の取り扱う特定個人情報には、委託を受けた者が取り扱うものを含むとしていることから、委託先で漏えい事案等が発生した場合には、委託者である事業者が対応することになります。
29	(該当箇所) 2 金融機関において、顧客ではなく、従業員や経費支払先等に係る個人番号の漏えい等が発生した場合においても、当該漏えい事案等は、主務大臣等に報告し、貴委員会への報告は要しないという運用は可能か。可能であれば、その旨を明確化していただきたい。	御意見のケースでは、主務大臣のガイドライン等に従って報告すべき事案であれば、2 (1) アに該当することとなり、主務大臣の報告の対象とならない事案であり、かつ、番号法違反又は番号法違反のおそれのある事案の場合においては、当委員会に報告することとなりますので、原案のとおりとしてあります。
30	【該当箇所】 2. 事業者は、その取り扱う特定個人情報に関する番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合には、事実関係及び再発防止策等について、次のとおり報告するよう努める。 【意見】 「番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案を把握した場合には、」とあるのを「漏えい事案その他の番号法違反の事案又は番号法違反のおそれのある事案が発覚し、事実関係を調査した後、番号法違反又は番号法違反のおそれを把握した場合には、」と修正すべきである。 【理由】 実務上、事案の発覚後、調査等を行ったうえで内容を把握することとなるため、そのように読み取れるように修正されたい。重大事案については、発覚した時点で直ちに報告することとなっているが、重大事案への対応については別記する等して、実務上の流れが理解しやすいよう表現されたい。	事案が発覚した場合には、1. の必要な措置を講じることを前提としているため、事実関係及び再発防止策等の報告については、端緒として何らかの事象の発覚後、事実関係の調査をした結果、事案の内容を把握し、原因究明や再発防止策の検討した上で報告いただき、重大事案については、重大事案又はそのおそれがある事案が発覚した時点で報告いただくことは、現状の記載で読み取れるものと考えます。
31	個人情報取扱事業者であっても、特定個人情報保護委員会への直接報告に統一するべき。 当該流出した特定個人情報が、そもそも特定の事業分野に限定されているとは限らないため、流出した特定個人情報を特定し、その利用される事業分野を特定し、主務官庁を特定したうえで報告するのでは、余計な時間がかかるだけである。 個人情報保護法の改正案も国会に閣法として提出されており、将来の個人情報保護委員会への組織変更を予定されているのであるから、特定個人情報保護委員会への直接報告を行い、平行して主務官庁への報告を行う（特定個人情報保護委員会への報告の写しを送るだけで良いものとする。）フローの方が、重大事故の発生時のアクションとして事業者にあるべき行動様式であるし、国民の側の期待にも合致する。	番号法違反又は番号法違反のおそれのある事案について報告するよう努めるとしてありますが、当該事案のうち、個人情報の漏えい事案であれば、現行の個人情報保護法の主務大臣のガイドライン等により、現行法上の主務大臣等への報告が必要であるため、原案のとおりとしてあります。
32	報告先は、特定個人情報保護委員会に限定すべきである。 例えば従業員のマイナンバーが漏洩し番号の変更が必要になった場合、影響は主務大臣に限定されず、影響拡大を防ぐためにも素早い対応も必要になる。よって報告先は全体に影響力を行使できる特定個人情報保護委員会に限定すべきである。	番号法違反又は番号法違反のおそれのある事案について報告するよう努めるとしてありますが、当該事案のうち、個人情報の漏えい事案であれば、現行の個人情報保護法の主務大臣のガイドライン等により、現行法上の主務大臣等への報告が必要であるため、原案のとおりとしてあります。
33	2. (1) 報告の方法 意見 アイウという3つの報告方法を記述されているが、特定個人情報保護委員会に一元化する。 理由 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）の第3-4 番号法の特定個人情報に関する保護措置 (2) 委員会による監視・監督 において、委員会の監視・監督を明記しているが、報告が一元化されないと委員会で事案の認識ができず、監視監督が実施されない恐れがあるから。	番号法違反又は番号法違反のおそれのある事案について報告するよう努めるとしてありますが、当該事案のうち、個人情報の漏えい事案であれば、現行の個人情報保護法の主務大臣のガイドライン等により、現行法上の主務大臣等への報告が必要であるため、原案のとおりとしてあります。主務大臣等へ報告された事案については、当委員会へ通知されることとしていることから、当委員会において適切に監視監督が実施されることとなります。
34	(該当箇所) 2 (1) (意見) 報告先について、特定個人情報保護委員会に一本化してはどうか。 (理由) 2 (1) では、事案に応じて報告先が変わることになっているが、その判断に要するコストは事業者にとって unnecessary コストである。2 (1) のいずれの場合も、最終的には特定個人情報保護委員会に情報を集めようとしていることがうかがわれ、主務大臣に報告させる意義はないと思われる。そこで、報告先を特定個人情報保護委員会に一本化することが望ましいと考える。	番号法違反又は番号法違反のおそれのある事案について報告するよう努めるとしてありますが、当該事案のうち、個人情報の漏えい事案であれば、現行の個人情報保護法の主務大臣のガイドライン等により、現行法上の主務大臣等への報告が必要であるため、原案のとおりとしてあります。

No.	意見等	当委員会の考え方
35	意見等「個人情報取扱事業者が特定個人情報保護委員会に報告する際の報告書雛形をご提示いただきたい。」 理由「所定の様式を提示して頂くことにより、個人情報取扱事業者の事務負担軽減となるため。」	個人情報取扱事業者においては、各主務大臣のガイドライン等に定めのある様式やその定めに従って報告を行っている様式で報告していただくことで構いません。なお、当委員会への報告様式については、当委員会のホームページで公表する予定ですので、その様式を活用していただくことも可能です。（本告示Q&Aに記載）
36	(該当箇所) 2(1)及び(2) 事業者が個人情報取扱事業者であり、かつ、個人番号又は特定個人情報の漏えいなど主務大臣のガイドラインにおいて報告対象となる事案が発生した場合において、本対応(案)に具体的な報告方法(フォーマットおよび報告時期等)の定めがない場合、個人情報漏えい事案が発生した場合と同様の報告方法(「金融分野における個人情報保護ガイドライン」等に基づく報告方法)でよいか。	御理解のとおりです。(本告示Q&Aに記載)
37	主務大臣のガイドライン等において報告対象となる事案における報告先の一本化(2.(1)ア) 「主務大臣等の求めにより、直接特定個人情報保護委員会へ報告をしても差し支えない」とされているが、どのようなケースを想定しているのか示されたい。特定個人情報保護行政における重層的な監視監督体制はとるべきではなく、2.(1)アの規定による報告を行う事業者(参考資料A及びBの事業者)については、報告先を一本化し、事業者に対する行政の窓口を一元化すべきである。	個人情報取扱事業者にあつては、現行の個人情報保護法の主務大臣のガイドライン等に従って主務大臣等への報告がされる必要があることから、特定個人情報の場合にも主務大臣のガイドライン等に従って報告することを原則としていますが、事案の内容等により主務大臣等及び当委員会の両者への報告対象となる事案も想定されることからこのような規定を設けております。
38	(該当箇所) 2(1)ア (意見) 主務大臣が複数存在する場合の具体的な扱いについて、明記すべきである。 (理由) 個人情報保護法36条は、1号において、雇用管理に関しては、厚生労働大臣及び事業を所管する大臣がともに主務大臣とされている。例えば、従業員の特定個人情報とともに法定調書作成の対象となる取引先・顧客等の特定個人情報を管理する事業者A社(経済産業分野)を想定する。A社について、漏えいしたのが従業員の特定個人情報のみであることが明らかである場合、厚生労働大臣のみに報告すれば足りるのか、厚生労働大臣及び経済産業大臣に報告する必要があるのか不明である。A社について、漏えいした情報に、従業員の特定個人情報だけでなく、取引先・顧客等の特定個人情報も含まれる場合、厚生労働大臣及び経済産業大臣に対して報告義務が生じると思われるが、報告の内容について、主務大臣ごとに内容を切り分ける(雇用分野に関しては厚生労働大臣、それ以外は経済産業大臣)のか、全ての事情を各主務大臣に報告するのか不明である。そこで、意見記載の対応を求めるものである。	個人情報取扱事業者の場合は、原則として、主務大臣のガイドライン等の規定に従って報告することになりますので、主務大臣が複数存在する個人情報取扱事業者については、それぞれの主務大臣のガイドライン等の規定に従って現行どおりに報告していただくことになります。
39	(該当箇所) 2(1)ア(注1) (意見) 「個人情報取扱事業者以外の事業者が主務大臣のガイドライン等の規定に従う場合」がどのような場合か明示すべきである。 (理由) 法令等の「規定に従う」という場合、法令等に強制力があるから従う場合と、従う義務はないが任意的に従う場合が考えられる。2(1)ア(注1)が前者のみをさすのか、前者と後者を含むのか明らかではない。前者に関しては、例えば、経済産業分野ガイドライン2頁では、「経済産業分野において個人情報取扱事業者でない事業者等についても、「個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。」(法第3条)という法の基本理念を踏まえ、このガイドラインに規定されている事項を遵守することが望ましい。」とされているが、遵守が望ましいとされていることが「規定に従う」に該当するのか不明である。また、後者に関しては、いかなる事情があれば、任意的に「規定に従う」といえるのか不明である。そこで意見記載の対応を求めるものである。	個人情報取扱事業者以外の事業者については、業法等に基づき主務大臣のガイドライン等の適用対象になっている場合と、主務大臣のガイドライン等において当該ガイドラインに規定されている事項を遵守することが望ましいとされている場合があるため、両者の場合が考えられます。いずれにしても、個人情報取扱事業者以外の事業者が主務大臣のガイドライン等の規定に基づいて報告することが想定されるため、原案のとおり記載としております。
40	(該当箇所) 全体、2(1)ア 特定個人情報に該当しない「死者の個人番号」については、(当該情報が生存する個人に関する情報でもある場合は、当該生存する個人を本人とする個人情報となるものの、) 1に定める措置、2で定める報告の対象にはならないとの理解でよいか、確認させていただきます。	「死者の個人番号」については、番号法上の安全管理措置が必要となることから、対象となります。
41	(該当箇所) 2(1)ア 現在、個人情報の漏えい等の際に、金融機関から金融庁へ提出する報告書の様式については、金融庁が作成した雛形を参考にし、各社で定めることが認められているが、2(1)アにおける報告の際の様式についても、漏えい等した個人情報に個人番号が含まれることが明示されていれば、各社にて定めるもので良いか、確認させていただきます。	御理解のとおりです。(本告示Q&Aに記載)
42	(該当箇所) 2(1)ア 「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」の「第3-6」において、「別に定める」とされていたものが、今回の「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について(案)」(以下「本対応案」という。)であると理解しているが、本対応案は何に規定されるのか(「特定個人情報保護委員会規則等に規定されるのか、または上記ガイドラインが一部改正されるのか等)。また、本対応案の「2.(1)ア」における「報告対象となる事案」は、各主務大臣のガイドライン等において定められる事案との理解でよいか。	本件については、当委員会が告示として定めることとなります。なお、「2.(1)ア」における「報告対象となる事案」については、現行の主務大臣のガイドライン等において主務大臣等へ報告すべき事案を指しています。
43	(該当箇所) 2(1)ア 重大でない事案の一覧表形式での報告等、現行実務において各監督当局が採用している報告対象、頻度、方法等についての今後の取扱いは、各監督当局の指示に従うことによいか。 また、「事業者が個人情報取扱事業者(注1)に当たる場合、当該事業者は主務大臣のガイドライン等の規定に従って報告する。」との記載があり、「主務大臣のガイドライン等」とは、金融商品取引業者においては、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」が該当すると思われるが、その場合、当ガイドラインの改定(もしくは改定案)があるのであれば、なるべく早くご公表頂きたい。	御意見にある重大事案には該当しない報告については、主務大臣のガイドライン等による報告対象、頻度、方法等に従うこととなります。なお、主務大臣のガイドライン等の改定については、所管する各省庁へお尋ねください。
44	(該当箇所) 2(1)イ (意見) 「主務大臣が明らかでない個人情報取扱事業者における個人番号又は特定個人情報の漏えい事案などの事案」の「主務大臣が明らかでない」について、具体例を示す等の方法により、明確にすべきである。 (理由) 「主務大臣が明らかでない個人情報取扱事業者」は、その行う事業が複数の大臣の所管にわたる事業を行っている場合のみを指すのか、それ以外の場合を含むのか不明である。	複数の大臣の所管にわたる事業を行っているという認識があれば、その主務大臣が明らかであるため、それ以外の場合(後者)を指します。
45	(該当箇所) 2(1)イ (意見) 「報告する主務大臣等を直ちに特定できない場合」について、具体例を示す等の方法により、明確にすべきである。 (理由) 例えば、従業員の特定個人情報とともに法定調書作成の対象となる取引先・顧客等の特定個人情報を管理する事業者A社(経済産業分野)を想定する。A社から漏えいした情報の範囲に、従業員の特定個人情報及び取引先・顧客等の特定個人情報の一方のみが含まれているか双方が含まれているかという事情が判明しない場合は、「直ちに報告すべき主務大臣を判断できない場合」に該当するのか、あるいは、厚生労働大臣と経済産業大臣のいずれか又は双方に報告すべきことは明らかであるから、「直ちに報告すべき主務大臣を判断できない場合」に該当しないのか不明である。また、「直ちに」について、どの程度の調査・検討を事業者に求めるのか不明である。	個人情報取扱事業者の場合は、原則として、主務大臣のガイドライン等の規定に従って報告することになりますので、主務大臣が複数存在する個人情報取扱事業者については、それぞれの主務大臣のガイドライン等の規定に従って現行のとおり報告していただくことになり、御指摘の事例では、主務大臣等を直ちに特定できない場合には該当しません。報告の迅速性に鑑み、報告先の主務大臣が分からない場合を想定しております。
46	(該当箇所) 2(2)イ (意見) 「重大事案又はそのおそれ」の「そのおそれ」を判断する時点、または、そのおそれを判断するまでに事業者が調査に使うことのできる期間を明確にすべきである。 (理由) 「重大事案」該当性は、本人の数(②の場合)、従業員の関与の有無(④の場合)など、事案の調査を行わなければ判断できない。例えば、特定個人情報漏えいの可能性が発覚した場合に、調査を進めることにより、漏えいの対象となった本人の人数、漏えいの経緯が判明し、重大事案に該当するか否かの判断が可能となる。しかし、一般に、情報漏えいの調査は容易ではなく、時間を要することが見込まれるところ、十分な根拠をもって重大事案の該当性を判断できる事情が明らかになるまで調査を継続し、その間、報告義務の有無の判断を保留できるのが2(2)イの定めでは不明である。また、当初は重大事案の要件を満たさないと判断できる事情があったが、調査により新たな事実が発覚し、重大事案に該当するおそれが認められた場合、新たな事実が発覚した時点で直ちに報告を行えばよいのかという点についても明確にしていきたい。	重大事案の報告については、事業者において、事案の内容から判断してその要件に当てはまるか、又はそのおそれがあると認識した時点で報告をするものであり、事案によっては調査過程で重大事案又はそのおそれと認識することも想定されますので、調査に要する期間をあらかじめ一律にお示しすることは適当ではないと考えます。

No.	意見等	当委員会の考え方
47	番号法固有の規定に関する事案等における報告先の一本化（2.(1)ウ） 「その他、個人番号の利用制限違反など番号法固有の規定に関する事案等の場合、特定個人情報保護委員会に報告する」とされているが、当該事案が漏えい事案と同時に起きることも想定されることから、2.(1)アの規定による報告を行う事業者（参考資料A及びBの事業者）については、報告先を一本化し、事業者に対する行政の窓口を一元化すべきである。	番号法固有の規定に関する事案等の場合には、主務大臣のガイドライン等の対象とならないことから、当委員会に報告することを原則としていますが、事案の内容等により主務大臣等及び委員会の両者への報告対象となる事案が発生した場合は、所管省庁又は当委員会へご相談ください。
48	（該当箇所）2（1）イ、ウ 個人情報漏えい等報告書同様、特定個人情報漏えい等報告書の雛形もお示し頂きたい。また、番号法固有の規定に関する事案等の報告の雛形もお示し頂きたい。	個人情報取扱事業者においては、各主務大臣のガイドライン等に定めのある様式やその定めに従って報告を行っている様式で報告していただくことで構いません。なお、当委員会への報告様式については、当委員会のホームページで公表する予定ですので、その様式を活用していただくことも可能です。（本告示Q&Aに記載）
49	（該当箇所）2（1）ウ 報告漏れが生じないよう、報告対象となる「その他、個人番号の利用制限違反など番号法固有の規定に関する事案等」について、より具体的に明確化いただきたい。なお、明確化に際しては、事業者の報告等の負担に配慮いただき、例えば、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」の「第3-4（3）」に示されている罰則のあるものとするなど、リスクに応じた選定を願いたい。	ここでいう「個人番号の利用制限違反など番号法固有の規定に関する事案」とは、個人情報保護法では制限されておらず、番号法のみで規定された事項に違反する又はそのおそれのある事案を指します。例えば、番号法第19条の規定に違反する提供などが考えられます。（本告示Q&Aに記載）
50	（該当箇所）2（1）ウ、2（2）イ 「番号法固有の規定」に関する事案とは、個人情報保護法に規定されていない番号法のみで規定された内容に違反した場合を示しているという理解で良いか、確認させていただきたい。更に、当該事案については、より多くの事例を示すなど、明確化を図っていただきたい。また、「番号法固有の規定」に関する重大事案にどのようなケースが想定されるか、確認させていただきたい。	ここでいう「個人番号の利用制限違反など番号法固有の規定に関する事案」とは、個人情報保護法では制限されておらず、番号法のみで規定された事項に違反する又はそのおそれのある事案を指します。例えば、番号法第19条の規定に違反する提供などが考えられます。（本告示Q&Aに記載）
51	（該当箇所）2（1）ウ 「その他、個人番号の利用制限違反など番号法固有の規定に関する事案等の場合」には、主務大臣ではなく、「特定個人情報保護委員会へ報告する」ものとされている趣旨を確認させていただきたい。また、報告内容としてどのような項目が必要であるかを明示いただくか、報告様式（雛形）を例示いただきたい。	特定個人情報については、番号法が適用されることから、当委員会のガイドラインが指針となります。各主務大臣の定めるガイドラインは、個人情報保護法に基づき定められるものであり、番号法固有の規定に関する事案等については、委員会へ報告いただくものとなります。個人情報取扱事業者においては、各主務大臣のガイドライン等に定めのある様式やその定めに従って報告を行っている様式で報告していただくことで構いません。なお、当委員会への報告様式については、当委員会のホームページで公表する予定ですので、その様式を活用していただくことも可能です。（本告示Q&Aに記載）
52	（該当箇所）2（1）ウ 番号法固有の規定に関する事案等の場合は、特定個人情報保護委員会に報告するとあるが、アの事案同様、主務大臣に報告し、主務大臣経由で特定個人情報保護委員会にご報告頂く様報告先の統一をご検討頂きたい。	番号法固有の規定に関する事案等の場合には、主務大臣のガイドライン等の対象とならないことから、当委員会に報告することを原則としていますが、事案の内容等により主務大臣等及び委員会の両者への報告対象となる事案が発生した場合は、所管省庁又は当委員会へご相談ください。
53	「速やかに」という表現について 表現が曖昧なので、具体的な期限を記載してください。	実際に発生した漏えい事案等に応じて、事案を把握したときから主務大臣等又は当委員会に報告するまでの期間の長さは異なることから一律に期間を規定することは困難であると考えます。
54	意見等「特定個人情報に関する重大事案又はそのおそれがある事案が発覚したときは、特定個人情報保護委員会への報告と併せて、主務大臣等へ報告するとの理解で良いか、確認したい。」 理由「2-（1）報告の方法-アでは主務大臣等が特定個人情報保護委員会に通知するとされているが、2-（2）報告の時期-イでは、重大事案又はそのおそれがある事案が発覚した時点で、直ちに、その旨を特定個人情報保護委員会に報告すると記載されているため。」	重大事案の場合には、当委員会へ報告いただくとともに、主務大臣のガイドライン等の報告対象となる事案の場合には当該ガイドラインの規定に従って主務大臣等へも報告いただくこととなります。その趣旨が明確になるように記述を追加しております。
55	（該当箇所）2（2）報告の時期 事案発生時に、原因が不正アクセスや社員の不正によることが判明せず、通常のルートより（当業界にあっては金融庁）報告をしましたが、あとで重大事案の要件に該当すると判明した場合、その時点で速やかに特定個人情報保護委員会にも報告すれば足りる、という理解でよいでしょうか。	基本的には御意見のとおりですが、漏えい発覚時に適切に事実調査することが必要です。なお、重大事案の要件に該当するおそれがあると判明した場合に、当委員会へ報告いただく対応でも問題ございません。
56	（該当箇所）2（2）アの（注）④、2（3）③ （意見）「不正に持ち出したり利用したり」の「不正に」という文言は、いわゆる不正利用目的（自己または第三者の利益を図る目的、または、事業者に加害する目的）を持つ場合に限定されるのか、従業員が故意過失を問わず何らかの規則に違反した場合を含むのか明確にすべきである。 （理由）従業員により情報漏えい事案において、①従業員が不正な目的で情報の持出し、利用を行う事案と、②従業員が不正な目的はなかったものの就業規則等に違反して情報を取り扱ったことにより情報の持出し、利用を行う事案では、その位置づけも、対応策も異なる。従業員の持出し・利用について、「不正に」かどうかで、報告時機、個人情報取扱事業者以外の者については報告義務の有無が左右されることになるが、上記②のようなケースまで重要事案に含む趣旨なのか否か、「不正に」という言葉だけでは不明確である。	御意見を踏まえ、「従業員等が不正の目的で持ち出したり利用したりした場合」に修正しております。（本告示Q&Aに記載）
57	（該当箇所）2（2）アの（注）⑤ （意見）「⑤その他事業者において重大事案と判断される場合」について「重大事案」と判断されるのが、情報の外部漏えいの場合に限定される旨を明らかにすべきである。 （理由）①から④は、特定個人情報に関して、外部への情報漏えいの場合（①③④）、関係する人数が101人以上の場合（②）を定めていることから、⑤も①から④に準じて一定人数以上の特定個人情報に関する情報漏えいの場合に限定されると解釈するのが相当である。そこで、「重大」という曖昧な要件ではなく、上記のような解釈を明記すべきである。	「⑤その他事業者において重大事案と判断される場合」については、情報の外部漏えいの場合に限らず、①～④の要件を参考に、事案の内容から事業者において重大事案と判断した場合を想定しております。
58	（該当箇所）2（2）ア 重大事案に該当しない場合は「速やかに報告するよう努める」とあるが、2（1）アに該当する場合は現行の主務大臣のガイドライン等に基づく報告時期に従って、速やかに報告すれば良いか、確認させていただきたい。また、2（1）ウに該当する場合についても、主務大臣のガイドライン等と同様の報告時期に報告することが認められるという理解で良いか、確認させていただきたい。	御理解のとおりです。なお、重大事案又はそのおそれのある事案が発覚した場合は、当委員会へ直ちにその旨を報告することとなります。その趣旨が明確になるように記述を追加しております。

No.	意見等	当委員会の考え方
59	<p>重大事案又はそのおそれがある事案における報告先の一本化（2. (2)イ）</p> <p>「重大事案又はそのおそれがある事案が発覚した時点で、直ちにその旨を特定個人情報保護委員会に報告する」とされているが、同時に主務大臣等への報告を行うことが必要な場合が考えられることから、重複行政の排除を徹底していただきたい。</p>	<p>重大事案の場合には、当委員会へ報告いただくとともに、主務大臣のガイドライン等の報告対象となる事案の場合には当該ガイドラインの規定に従って主務大臣等へも報告いただくこととなりますが、報告徴収等の権限の行使に当たっては、主務大臣の省庁等と十分な連携を図ります。</p>
60	<p>（該当箇所） 2（2）イ（意見）「重大事案又はそのおそれ」の判断時において、「そのおそれ」が認められるために必要なおそれの程度を、定性的な表現を用いる、具体的な事例を示す等の方法により、明確にすべきである。</p> <p>（理由）「おそれ」という要件は抽象的であり、要件該当性の判断が困難である。例えば、A社がB社に個人情報の取扱い及び特定個人情報の取扱いを委託していたというケースを想定する。このとき、B社の従業員甲と乙がおり、甲は個人情報にのみアクセスが認められており特定個人情報へのアクセスは認められていなかったが、乙には特定個人情報へのアクセスが認められていたとする。甲による不正持出しのケースが発覚した場合に、甲乙が普段から仲がよいという程度の事情しか把握できておらず、乙の関与についてはそれを疑わせる事情がないがそれを否定する事情もないという場合、「そのおそれ」の判断は困難である。判断が困難な要件の判断は、事業者にとって過度な負担となりがねない。</p>	<p>事案が発覚した時点では事実関係等を調査しないと重大事案に該当するかどうか明確ではないが、重大事案に該当する可能性があると考えられる場合は、重大事案の「おそれ」があると考えますので、事業者にとって過度な負担を強いるものではないと考えます。（本告示Q&Aに記載）</p>
61	<p>（該当箇所） 2（2）イ（意見）「そのおそれ」の判断に当たって、個人情報の漏えいが発生した場合であっても特定個人情報とそれ以外の個人情報が適切な方法により隔離されている等の事情により特定個人情報の漏えいの可能性がない場合、「そのおそれ」がないことを明示すべきである。</p> <p>（理由）個人情報保護法50条により、一定の団体については、個人情報保護法第四章（主務大臣制も含む）の適用が除外されている。適用除外に該当する場合、仮に個人情報漏えいが発生したとしても、主務大臣に対する報告（個人情報保護法32条）等の措置をとる義務はない。しかし、個人情報漏えいが起こった場合に、特定個人情報の漏えいのおそれが安易に認められると、個人情報保護法50条の趣旨が失われてしまう。</p>	<p>特定個人情報とそれ以外の個人情報の適正な取扱いにより、可能性がないと判断される根拠が明らかではありませんが、特定個人情報に関する重大事案又はそのおそれに該当しないことが当初から明らかに判断されるのであれば、報告の対象とならない可能性があります。また、個人情報保護法第50条は特定個人情報についても適用され、番号法第35条は、個人情報保護法の適用のない事業者にも適用されます。本告示は、このような番号法の体系を前提としていますので、個人情報保護法第50条の趣旨が失われることはありません。</p>
62	<p>（該当箇所） 2（2）イ本文（意見）「その旨を特定個人情報保護委員会に報告する。」とあるが、重大事案については、2（1）の定めにかかわらず特定個人情報保護委員会に報告する義務があるのか明確にしていきたい。</p> <p>（理由）2（1）は、「報告の方法」という見出しの下、事情に応じて、報告先を主務大臣とするか特定個人情報保護委員会とするかについて定めている。一方で、2（2）は、「報告の時期」という見出しではあるが、2（2）イでは、報告先として特定個人情報保護委員会しか示されておらず、2（1）との関係が不明確である。</p>	<p>重大事案の場合には、当委員会へ報告いただくとともに、主務大臣のガイドライン等の報告対象となる事案の場合には当該ガイドラインの規定に従って主務大臣等へも報告いただくこととなります。その趣旨が明確になるように記述を追加しております。</p>
63	<p>（該当箇所）2（2）イ</p> <p>重大事案が2（1）アに該当する場合、「発覚」時に委員会へ報告した上、「把握」後には主務大臣へ報告することになると思われるが、このような仕組みとした趣旨を確認させていただきたい。また、二重行政の回避及び一元的な監督の観点から、報告先を主務大臣に統一することも可能としていただきたい。</p>	<p>当委員会は、特定個人情報の適正な取扱いを確保するため、その取扱いに関する監視・監督を行う必要があります。その上で、本件に規定のある重大事案が発覚した場合には、その事案の事実関係等を把握しつつ、必要に応じ、番号法上の権限に基づき対応を行う場合も考えられます。また、特定個人情報については、個人情報でもあることから、番号法に定めのない事項については、個人情報保護法の適用があることから、各主務大臣のガイドライン等に従っていただくこととなるため、このような体制となっております。</p>
64	<p>（該当箇所）2（2）イ</p> <p>重大事案について、どのような基準により①～④が選別されたか、確認させていただきたい。また、重大事案については、例えば、以下のように該当するケースの明確化を図っていただきたい。</p> <p>－③不特定多数の人が閲覧できる状態になった場合については、単に路上にて紛失した場合等は該当せず、インターネットへの流出等の情報が容易に拡散する可能性が高い場合に限る</p> <p>－④従業員等が不正に持ち出したり利用したりした場合については、単なる社内規定違反等が該当するわけではなく、正当な理由なく特定個人情報ファイルを第三者に提供した場合や、不正な利用を図る目的で第三者に提供したり、盗用した場合に限る</p>	<p>重大事案は、これまでの個人情報の漏えい事案を参考に、二次被害の拡大防止等の観点から当委員会が迅速に把握する必要があると思われる場合を記載しています。</p> <p>御意見いただいたケースでは、③は、例えば、インターネット上に、特定個人情報と氏名が掲示されるようなケースを想定しております。</p> <p>④は、御理解のとおりです。（本告示Q&Aに記載）</p>
65	<p>重大事案の明確化（2. (2)イ（注））</p> <p>重大事案の基準が幅広く解釈されないよう、例えば、次のような場合には対象とならないことを明らかにするなど、重大事案の範囲を明確化すべきである。</p> <p>○ 配送事故や自然災害等のうち事業者の責めに帰さない事由によるものは「重大事案」から除かれること。</p> <p>○ 「3 不特定多数の人が閲覧できる状態になった場合」の不特定多数の人とは、第三者を指しており、自社及び委託先の従業員は含まれないこと。</p> <p>○ 「3 不特定多数の人が閲覧できる状態になった場合」の閲覧できる状態とは、SNS等のオンラインサービスにおける漏えい等を指しており、個人番号を記載したメモを落としたような場合は含まれないこと。</p> <p>○ 「4 従業員等が不正に持ち出したり利用したりした場合」の不正とは、意図的な不正を指しており、社内規定の誤認等による事務手続き上のミス等による持ち出しや利用は含まれないこと。</p>	<p>事業者の取り扱う特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合には、事業者の責めに帰さない事由による漏えい事案等であっても、報告することとなりますので、重大事案から除かれませんが、御意見を踏まえ、「不正に」については、「不正の目的で」に修正しております。（本告示Q&Aに記載）</p>
66	<p>（該当箇所）2（2）イ</p> <p>「特定個人情報に関する重大事案又はそのおそれのある事案が発覚した時点で、直ちにその旨を特定個人情報保護委員会に報告する」とあるが、事業者が個人情報取扱事業者であり、かつ、個人番号又は特定個人情報の漏えいなど主務大臣のガイドライン（「金融分野における個人情報保護ガイドライン」等）において報告対象となる重大事案が発生した場合、主務大臣（「金融庁」等）に報告を行うのであれば、特定個人情報保護委員会への報告は要さないと解してよいか。</p>	<p>重大事案が発覚した場合には、原案のとおり主務大臣のガイドライン等の規定にかかわらず、重大事案又はそのおそれが発覚した時点で直ちにその旨を当委員会へ報告いただくこととなります。その趣旨が明確になるように記述を追加しております。</p>
67	<p>（該当箇所）2（2）イ（注）</p> <p>金融・証券業界にあつては、例えば個人情報の誤廃棄の場合、誤廃棄が確実であれば漏えいとせず、蓋然性が高いが確実とまでは言えない場合は漏えいと整理しています。金融庁「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」問V-5により「個人データが外部に流出したか否か」を、漏えいの判断基準としているためです。</p> <p>特定個人情報の誤廃棄についても、上記基準と同様の解釈により、「101人以上の確実な誤廃棄」は報告対象ではなく、「101人以上で蓋然性が高いが確実とまでは言えない誤廃棄」につき、特定個人情報保護委員会および金融庁への報告を行うとの理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>誤廃棄が確実であっても、番号法第12条（安全管理措置）に違反しているおそれがある場合には当委員会への報告対象となります。この場合、101人以上であれば、重大事案に該当することとなります。なお、金融庁への報告対象になるかについては、金融庁へお尋ねください。</p>

No.	意見等	当委員会の考え方
68	<p>(該当箇所) 2 (2) イ (注) 「101人以上の確実な誤廃棄」(例えば事業者の従業員がデータベースから出力した個人番号が記載された書類を建物内部で誤廃棄してしまった場合で、外部に流出した可能性が無いと確実に認定できる時)において、事案の性質・経緯に応じて必要な安全管理措置が講じられていなかったと認定される場合は別として、基本的には「番号法固有の規定」に違反することはないと理解してよいでしょうか。同じく、仮に当該ケースにおける特定個人情報の本人の数が101人以上である場合においても、「重大事案」に該当しないと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>誤廃棄が確実であっても、番号法第12条(安全管理措置)に違反しているおそれがある場合には当委員会への報告対象となりますが、その可能性もない場合には真見のとおりと考えられます。また、この場合、報告対象とならない事案であれば101人以上であっても、重大事案に該当しません。</p>
69	<p>(該当箇所) 2 (2) イ 「重大事案又はそのおそれがある事案が発覚した時点で、直ちにその旨を特定個人情報保護委員会に報告」とあるが、参考資料の概念図で示されている事業者A・Bは、通常の報告同様、主務大臣等に報告し、貴委員会への報告は要しないという運用は可能か。可能であれば、その旨を明確化していただきたい。</p>	<p>重大事案が発覚した時点で当委員会へ報告をいただくこととなります。</p>
70	<p>(該当箇所) 2 (2) イ 特定個人情報保護評価指針の「第2 6」において定義されている「重大事故」においては、「配送事故等のうち当該評価実施機関の責めに帰さない事由によるものを除く」とされているが、「2. (2) イ」における「重大事案」においても、配送事故や自然災害等のうち事業者の責めに帰さない事由によるものは重大事案から除かれるとの理解でよいのか。除かれるのであれば、その旨を明確にするべく規定いただきたい。</p>	<p>事業者の取り扱う特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合には、事業者の責めに帰さない事由による漏えい事案等であっても、報告することとなりますので、重大事案から除かれません。</p>
71	<p>(該当箇所) 2 (2) イ (注) 「③不特定多数の人が閲覧できる状態」とは、例えば、インターネット上に、特定個人情報と氏名が掲示されるようなケースを想定すればよいのか。</p>	<p>御理解のとおりです。(本告示Q&Aに記載)</p>
72	<p>(該当箇所) 2 (2) イ (注) ③ 「不特定多数の人が閲覧できる状態」には、アクセスログなどにより閲覧がなかったことが確認できる場合は含まないと考えてよいのか。</p>	<p>他の重大事案の類型に該当しない場合、アクセスログなどにより閲覧がなかったことが確認できた場合には、「重大事案」には含まれないものと解されます。(本告示Q&Aに記載)</p>
73	<p>(該当箇所) 2 (2) イ (注) 「③不特定多数の人が閲覧できる状態」とあるが、この「不特定多数の人」の解釈は「個人番号関係事務実施者(事業者)の一部として当該関係事務に従事する従業員(委託先の従業員も含む)以外の一般人」を指すとの理解でよいのか。</p>	<p>御理解のとおりです。(本告示Q&Aに記載)</p>
74	<p>(該当箇所) 2 (2) イ (注) 「④従業員等が不正に持ち出したり利用したりした場合」とあるが、この「不正に持ち出す」の解釈は「不正に利用する意図を持って持ち出す」との理解でよいのか。「従業員等が不正に持ち出したり利用したりした場合」における「不正持出」については、「不正に利用する意図・目的で持ち出す」ことを指すものであり、例えば、「社内の持出手続の理解不足等から手続に反した方法での持出」は含まないと理解しているが、その理解でよければ、上記のとおり修正するなど明確化いただきたい。</p>	<p>御理解のとおりです。なお、趣旨が明確となるよう「従業員等が不正の目的で持ち出したり利用したりした場合」に記載を修正しております。(本告示Q&Aに記載)</p>
75	<p>(該当箇所) 2 (2) イ (注) ④ 「不正に持ち出したり利用したりした場合」には、不正持ち出しや不正利用の目的がない場合を含まないと考えてよいのか。例えば、過失による持出手続きの不備が判明した場合、注⑤など他の注記項目に該当する重大事案の場合を除き、注④事案として委員会報告が求められるものではないと考えてよいのか。</p>	<p>御理解のとおりです。なお、趣旨が明確となるよう「従業員等が不正の目的で持ち出したり利用したりした場合」に記載を修正しております。(本告示Q&Aに記載)</p>
76	<p>2(3) 特定個人情報保護委員会への報告を要しない場合 の「個人情報取扱事業者以外の事業者」を明確にしていきたい。どのような事業者を想定しているのか。</p>	<p>ガイドラインで用いられる用語で記載しておりますが、「個人情報取扱事業者」とは、個人情報保護法施行令第2条に規定されている個人情報データベース等を事業の用に供している者(国の機関、地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人を除く。)であって、個人情報データベース等を構成する個人情報によって識別される特定の個人の数(個人情報保護法施行令で定める者を除く。)の合計が過去6か月以内のいずれの日においても5,000を超えない者以外の者をいい、「個人情報取扱事業者以外の事業者」は、この要件に該当しない事業者を指します。</p>
77	<p>特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合、第2条第3項にある特定個人情報保護委員会への報告を要しない場合とはどのような場合か。番号法第67条に規定されている特定個人情報ファイルの不正提供が発生しても、外部に漏洩しないと判断された場合には特定個人情報保護委員会への報告を要しないという認識でよいのか。</p>	<p>告示案2.(3)では、当委員会への報告を要しない場合として、個人情報取扱事業者以外の事業者であること、(3)①～⑤の全てに該当する場合であること、の2点を満たす場合としています。御意見では、②に該当する場合を例示しておりますが、これだけでは報告を要しない場合に該当しません。なお、不正提供の場合は外部に漏えいしていると考えられますので、報告が必要となります。</p>
78	<p>「特定個人情報保護委員会への報告を要しない場合」の項目についてこのは削除してください。この5項目すべて該当しているか確認している間に公表が遅れ「速やかに」ではなくなってしまいます。「1」の本人に連絡する前にすぐに委員会に報告させてください。委員会は本人への報告内容も漏洩者へ指示してください。また、そもそも、各項目に該当しているかどうかは漏洩した側の主観となる為、隠蔽する事が容易です。それぞれの項目は以下の理由で不適切です。 1 「影響を受ける可能性のある本人」の影響を受ける可能性があるかどうかは漏洩した側の主観となる。「影響を受けない」と勝手に判断すれば要件を満たすことができる。 2 「外部に漏洩してない」かどうかは、主観的に漏洩してないと思えば要件を満たすことができる。したがって隠蔽しやすい。 3 「不正に持ち出したり・利用したり」以外にも、「ついうっかり」というものがあります。単純な人為的ミスが漏洩事故の中でも多くを占めているはずですが。 4 調査を了したかどうか、再発防止策を決定したかどうかは、漏洩側の任意性が高いです。 5 「本人の数が100人以下の場合」1人の漏洩でも重大です。仮に賠償金一人1万円としても100人で100万円レベルの漏洩事故です。一人から報告義務があると考えます。また、101人以上の漏洩でも、100人以下の漏洩事故に小分けにする事も可能になってしまいます。 以上、誠意を持ってご検討ください。</p>	<p>当委員会への報告を要しない場合については、個人情報取扱事業者以外の事業者における負担、取り扱う個人番号の数量等による影響等を総合的に勘案して定められたものですので、原案のとおりとしております。なお、報告が必要となるかどうかについては、事業者において適切に御判断いただく必要があります。</p>
79	<p>リスクに見合った報告ルール策定(2.(3)) 「個人情報取扱事業者以外の事業者」にあっては、次の全てに当てはまる場合は、特定個人情報保護委員会への報告を要しない」とされているが、「個人情報取扱事業者以外の事業者」にあっては」を削除し、全ての事業者に本規定を適用すべきである。</p>	<p>当委員会への報告を要しない場合については、個人情報保護法の適用のない個人情報取扱事業者以外の事業者における負担、取り扱う個人番号の数量等による影響等を総合的に勘案して例外的に定めたものですので、原案のとおりとしております。</p>

No.	意見等	当委員会の考え方
80	<p>(該当箇所) 2(3)① (意見)「影響を受ける可能性のある」という要件について、影響の程度を限定する文言を追加すべきである。また、「影響を受ける可能性のある」という要件を満たす場合を、具体的事例を示す等の方法により、明確にすべきである。 (理由)「影響」の意義は、「他に作用が及んで、反応・変化があらわれること。また、その反応・変化。」とされている(広辞苑第6版)。従って「影響を受ける可能性がある」場合とは、反応・変化があらわれる可能性がある場合を含むこととなり、本人の心理的な影響も考慮すると、非常に広い範囲を含むことになる。たとえば、A社で情報漏えいが起こった場合、A社に特定個人情報を提供した者は強い不安を感じると思われる。このとき、A社内において一部の者については特定個人情報の漏えいがないことが確認される場合であっても、A社は特定個人情報を提供した者全員に対して事実関係及び再発防止策等を連絡しなければならないとすると、事業者にとって過度な負担となる。</p>	<p>影響を受ける可能性のある本人とは、例えば、特定個人情報の漏えい事案が生じた場合には、情報漏えいの対象となった本人を想定していますが、事業者において必要に応じて判断いただくものです。</p>
81	<p>(該当箇所) 2(3)① (意見)1(5)と同様に、「本人が容易に知り得る状態に置いた場合、具体的には、事業者のサイトで事案について公表する方法も認めるべきである。 (理由)連絡については、様々な方法が考えられるが、その全ての方法をとることは事業者にとって過度な負担となる。</p>	<p>御意見を踏まえ、「(本人への連絡が困難な場合には、本人が容易に知り得る状態に置くことを含む。)」と記載を追加しました。</p>
82	<p>(該当箇所) 2(3)① (意見)「本人全てに連絡した場合」の連絡の方法について、明確にすべきである。また、連絡がつかない者がいる場合に、事業者がとるべき措置を明確にすべきである。 (理由)連絡のとれない者に対して、必ず連絡を取ることを求めるのは、事業者にとって過度の負担となる。</p>	<p>本要件は、当委員会への報告を要しない場合を例外的に規定するものであり、その一つとして、本人が事案について知ることが必要であると考えています。御意見を踏まえ、「(本人への連絡が困難な場合には、本人が容易に知り得る状態に置くことを含む。)」と記載を追加しております。</p>
83	<p>(該当箇所) 2(3)⑤、2(2)イ (意見)「事実関係の調査を了し」に関して、2(3)①②③及び⑤の条件を満たす場合には、2(2)イの重大事案(具体的には、重大事案の③であれば、2(3)①②③及び⑤と両立し得る)に該当する場合であっても、事案発覚後直ちに報告する必要があることを明確にすべきである。 (理由)事実関係の調査には時間を要することが想定されるが、重大事案について事案発覚後直ちに報告を求める2(2)イとの関係が不明確である。</p>	<p>重大事案又はそのおそれのある事案が発覚した場合は、当委員会へ直ちにその旨を報告することとなります。御意見のケースでは、重大事案又はそのおそれのある事案が発覚した時点で、その旨を報告し、その後、事実関係を調査し、①～⑤の全ての要件に該当した場合には、事実関係及び再発防止策等の報告を要しない場合も考えられます。</p>
84	<p>【該当箇所】2.(3)特定個人情報保護委員会への報告を要しない場合 個人情報取扱事業者以外の事業者にあつては、次の全てに当てはまる場合は、特定個人情報保護委員会への報告を要しない。 (1) 影響を受ける可能性のある本人全てに連絡した場合 (2) 外部に漏えいしていないと判断される場合 (3) 従業員等が不正に持ち出したり利用したりした事案ではない場合 (4) 事実関係の調査を了し、再発防止策を決定している場合 (5) 事案における特定個人情報の本人の数が100人以下の場合 【意見】(2)外部に漏えいしていないと判断される場合の事例等を公表されたい。 【理由】「外部に漏えいしていないと判断される場合」とは事業者が判断するものと考えられるが、当該事例等が公表されていれば、事業者における判断の参考に資するものと考えられることから、今後検討のうえ公表されたい。</p>	<p>外部に漏えいしていないと判断される場合の事例としては誤廃棄や番号法で定められている範囲以外で個人番号を利用した場合などが考えられますが、事案の内容によることから、事業者において判断いただくものとしております。</p>